

固定資産税 についてのお願い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 中小事業者等に対する固定資産税の特例

事業収入が前年に比べて一定以上減少した中小事業者のかたは、令和3年度の固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

軽減対象

- 令和3年度課税の事業用家屋及び償却資産（土地は対象外）
- 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期比で
 - ・30%以上50%未満減少している場合…2分の1
 - ・50%以上減少している場合…全額

申請方法

窓口、郵送、電子申告（eLTax）により、2月1日（月）までに提出してください。
※感染予防のため、郵送等での提出にご協力ください。

提出書類

- 申告書**（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されているもの）
書式は市公式ホームページからダウンロード出来ます。
- 収入減を証する書類**
会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
- 特例対象家屋の事業用割合を示す書類**
青色申告決算書の写し、収支内訳書の写しなど
- 場合によって提出が必要になる書類**
収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類
詳細は、市公式ホームページ及び中小企業庁のサイトをご覧ください。

問合せ 税務課資産税担当 内線121～123

家屋の届出について ～次の場合は届出をお願いします～

● 家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫などの家屋を取り壊したときは市に届出をしてください。

届出がない場合は取り壊したことが確認できず、翌年度以降もそのまま課税される場合があります。

また、毎年5月にお送りしている納税通知書の明細書を確認し、取り壊されている家屋が記載されている場合についても届出をしてください。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税対象となるため、年の途中で取り壊した家屋があってもその年は課税されますのでご注意ください。



● 未登記の家屋の名義を変更したとき

登記をしていない家屋（物置や住宅の離れなどに多く見られます。）の所有者が売買や相続、その他の理由により変わった場合、市に届出をしてください。

登記をされている家屋は法務局からの通知により所有者の変更手続きを行っていますが、登記をしていない家屋については、届出がない場合、所有者の変更をすることができませんので、必ず届出をしてください。

固定資産税を確定申告で経費算入するかたへ

毎年5月にお送りしている固定資産税・都市計画税の納税通知書には「課税資産（土地・家屋）明細書」を同封しています。

明細書には、一筆・一棟ごとに課税資産の所在、地積・床面積、評価額などと併せて、固定資産税・都市計画税相当額が記載されており、所得税の確定申告（事業所得等の経費算出）に利用できます。

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

償却資産等とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業に用いるために所有する構築物、機械・装置、工具及び備品などの資産で、所得税や法人税において減価償却の対象となるものをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

申告が必要なかた

個人や法人で商店や工場、農業などを営んでいるかた、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けているかた、その他事業を行っているかたで、毎年1月1日時点において市内に該当する償却資産をお持ちのかたは法律により申告の義務があります。

申告方法

2月1日（月）までに市税務課（資産税担当）宛てに申告書を提出してください。

なお、昨年申告をしているかたには市から申告書を送付していますが、新たに事業を始めたかたなどで申告書が必要となる場合はお申し出ください。

次の償却資産は申告不要です。

- ・無形固定資産（特許権、著作権、漁業権、ソフトウェア等）
- ・耐用年数1年未満の償却資産または取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金もしくは必要な経費に算入されたもの、取得価額20万円未満の減価償却資産で、法人税法または所得税法上、事業年度ごと一括して3年間で償却を行うもの
- ・自動車税、軽自動車税が課されている車輛等

太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

ソーラーパネル等の太陽光発電設備のうち、一定規模の設備については償却資産の申告が必要となる場合があります。対象資産をお持ちのかたは申告してください。

《申告の対象となる太陽光発電設備》

- ・空き地や家屋・カーポートなどの屋根に個人または法人が事業用に設置した設備
- ・個人が住宅用に設置した設備のうち、発電能力が10kw以上のもの（屋根の上に載せた設備も対象となりますが、家屋の一部として課税をしているものは対象外です。）

償却資産の実地調査について

市では課税の適正化を図るため、申告の内容が適正か、あるいは申告漏れがないかなどの確認をするために実地調査を行うことがあります。調査を実施する場合は地方税法の規定に基づき、帳簿書類等の提出をお願いすることがあります。

有料広告の広告主を募集します

媒体	広報しらおか	市公式ホームページ
掲載位置	裏表紙下段または紙面の下1段で、市が指定する位置	トップページ下段
掲載期間	4月号～9月号	4月～9月
申込単位	1か月単位で最大6か月まで	
規格／掲載料（月額）	1枠 縦40mm×横 88mm／10,000円 2枠 縦40mm×横178mm／20,000円	1枠 縦44px × 横180px 4キロバイト以内／10,000円
印刷方法	青黒2色刷・広告枠は実線で表記	-
申込期間	1月4日（月）～18日（月）	
申込方法	提出書類を秘書広報課に持参するか、郵送またはメールにて。	
提出書類	①白岡市有料広告掲載申込書、②白岡市有料広告掲載申込書添付資料、③広告の原稿 ①及び②については、市公式ホームページからダウンロード出来ます。 URL http://www.city.shiraoka.lg.jp/2823.htm	

- 広告の掲載は市内事業者優先かつ受付順となります。
- 広告掲載基準については、お問い合わせください。
- 次回の募集（10月以降掲載分）は、7月頃に広報しらおか及び市公式ホームページでお知らせします。

申込み・問合せ 秘書広報課広報魅力発信担当 内線393・394 ☒ hisyo@city.shiraoka.lg.jp